

改正

平成25年2月25日規則第3号

平成25年3月29日規則第8号

鏡石町水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規則

(目的)

第1条 この規則は、鏡石町公共下水道の処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。）内で既設の便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造及びこれに伴う排水設備等をしようとする者に対し、改造資金（以下「資金」という。）融資あっせん及び当該融資額に対する利子補給に関し必要な事項を定め、水洗化の普及促進と環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(あっせん及び利子補給対象工事)

第2条 資金の融資あっせん及び利子補給の対象となるものは、くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事及びこれらに関連する同時施工の排水設備工事（以下「改造工事」という。）とする。ただし、小便器のみに係る工事は対象としない。

(融資あっせんの方法)

第3条 町長は、その指定する金融機関（以下「融資機関」という。）に融資あっせんを行うものとする。

(融資あっせん及び利子補給の対象)

第4条 資金の融資あっせん及び利子補給を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 処理区域内における建築物の所有者又は改造工事において当該建築物所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 町税及び下水道事業受益者負担金に滞納がないこと。
- (3) 町内に居住し、前号の要件を備える連帯保証人1人を有する者

(融資あっせんの限度額)

第5条 融資あっせん額は改造工事1件につき50万円以下の範囲内で、1万円単位により町長が認定した額とする。ただし、集合住宅等においては町長が特に認めた場合を除き総額で200万円以下とする。

(融資あっせんの件数)

第6条 融資あっせんを受けることのできる件数は、建築物について1戸1件とする。

(利子補給)

第7条 融資を受けた資金の利子補給は、町と融資機関との間で決定する貸付利率に相当する額とする。

2 前項の利子補給金は、融資機関に交付するものとする。

(償還方法)

第8条 融資を受けた資金は、融資を受けた日の属する月の翌月から36か月以内の期間において、毎月元金均等（償還額は毎月1万円以上とする。）の方法により償還しなければならない。ただし、繰上償還を妨げない。

(遅延利子)

第9条 資金の融資を受けた者が弁済期限までに前条の償還金を納入しないとき又は第13条第

2項の通知期限までに同項の規定による未償還金の納入をしないときは、町長が特に認める場合を除き、その期日の翌日から納入の日までの日数に応じ年14.5パーセント（当該弁済期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、7.25パーセント）の遅延利息を徴収するものとする。

（融資あっせんの申請）

第10条 融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鏡石町下水道条例施行規則（平成5年鏡石町規則第9号）第7条第1項に規定する排水設備等設置の申請の際に、水洗便所改造資金融資あっせん申請書（第1号様式）に町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（融資あっせんの決定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その書類等の審査及び調査を行い、かつ、当該融資機関と協議のうえ、融資あっせんの可否及び融資あっせんの額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書（第2号様式）により申請者へ通知するものとする。

（融資の手続）

第12条 前条に規定する水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書の通知を受けた者は所定の借入申込書に次の各号に掲げる書類を添付して融資機関に提出し、融資の申込みをするものとする。

- （1）水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書
- （2）排水設備等工事検査済証明書（第3号様式）
- （3）当該融資機関が必要と認める書類

2 融資機関は前項の申込みを受けたときは速やかに融資するものとする。

（融資あっせんの解除）

第13条 町長は、融資期間中に資金の融資を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、融資を解除することができる。

- （1）当該施設を廃止したとき。
- （2）当該施設を譲渡したとき。
- （3）契約に違反したとき。

2 前項の規定により、貸付契約を解除された者は、第8条の規定にかかわらず貸付金の未償還分を町長の通知する日までに完済しなければならない。

（委任）

第14条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月25日規則第3号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第10条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

公共下水道

農業集落排水処理施設

年 月 日

鏡石町長

水洗便所改造資金として、下記のとおり融資を受けたいのであっせんして下さいよう申請いたします。

記

申請人	住所		職業	
	氏名	㊦	電話	
連帯保証人	住所		職業	
	氏名	㊦	電話	
建築物の所在地	鏡石町			
工事費総額				円
融資希望額				円
希望金融機関名				
施工業者名				

- * 注意 1 申請印は、印鑑証明書の印鑑と同一のものを使用して下さい。
- 2 添付書類 ◎ 印鑑証明書
 (申請人、保証人共) ◎ 町税納税証明書（町民税、固定資産税）
 ◎ 下水道事業受益者負担金（農業集落排水事業受益者分担金）納付領収書

第2号様式（第11条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書

公共下水道

農業集落排水施設

第 号
年 月 日

様

鏡石町長 印

年 月 日付で提出された水洗便所改造資金融資あっせん申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分 融資あっせん番号	可・否	否の場合 の理由	
	第 号		
融資あっせん 決定額	金 円		ただし、工事施行した結果上記金額に満たない場合は、当該工事費の総額以内とするため、額を変更することもある。
融資あっせん 金融機関			
融資あっせんの 注意事項			(1) 償還は融資を受けた日の属する月の翌月から起算して か月以内の元金均等月賦償還とする。 (2) 償還利子は町が負担する。 (3) 融資あっせんの時期は、改造工事の竣工検査終了後とする。 (4) 不正な行為を行った場合及び償還を延滞した場合は、こ

第3号様式 (第12条関係)

鏡石町排水設備等工事検査済証明書

公共下水道

農業集落排水施設

年 月 日

様

鏡石町長

印

下記のとおり排水設備等の工事が完了したことを証明します。

記

1 施設の設置者 住 所

氏 名

2 設 置 場 所 鏡石町

3 検 査 月 日 年 月 日

4 工 事 費 総 額 円